

「令和7年度杉並区食品衛生監視指導計画(案)」の
修正について

「令和7年度杉並区食品衛生監視指導計画（案）」の修正について

項目	計画案	計画	修正理由
5 主な監視指導事業 ウ テイクアウト等への食中毒対策	また、外食における食品ロス削減に当たっては、やむを得ず食べきれない場合に、食べ残しを持ち帰る取組が始まっています。食べ残しを持ち帰りは食品衛生上の十分な配慮が必要であるため、国が策定中のガイドラインを踏まえ、食品の衛生的な取扱いや持ち帰る際の留意事項等について周知を行います。	また、外食における食品ロス削減に当たっては、やむを得ず食べきれない場合に、食べ残しを持ち帰る取組が始まっています。食べ残しを持ち帰りは食品衛生上の十分な配慮が必要であるため、国が策定したガイドラインを踏まえ、食品の衛生的な取扱いや持ち帰る際の留意事項等について周知を行います。	消費者庁及び厚生労働省が「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定したことを踏まえ、修正